

皇太子即位時の祝日等における使用料の取扱いについて

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の施行に伴い、
平成 31 年 (2019 年) 4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日及び 10 月 22 日は祝休日となります。
上記日程の施設利用料は祝休日の料金となりますので、予めご了承のうえご利用ください。